

## 区報編集委員会規則

(名称)

第1条 本委員会は、区報編集委員会と称する。

(目的)

第2条 本委員会は、理事事務局、広報委員会などの協力と連携のもとに「西日本区報」を編集することを目的とする。

(位置)

第3条 本委員会は、定款施行細則第11条第1項に基づき常置委員会として設けられる。

(構成)

第4条 本委員会は、理事によって任命された委員長および委員が推薦し、理事が任命した数名の委員と区書記、理事事務局長で構成される。

(任期)

第5条 委員の任期は1年とする。ただし、連続して4期までの再任を妨げない。

(職務)

第6条 本委員会は、区書記を補佐して、当該年度に3回以上の「西日本区報」を編集する。

(付則)

第7条 この規則の定めのない事項は、本委員会において協議され、理事の承認を得るものとする。  
2. この規則は、区役員会の承認を経ることにより改正することができる。

2003年6月14日 制定 2005年11月28日 改正  
2003年7月1日 施行 2005年11月28日 施行